

2025(令和7)年国民生活基礎調査に関する Q & A(よくある質問)

国民生活基礎調査とは

- Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査ですか？
- Q2 いつ実施するのですか？
- Q3 どのように実施するのですか？
- Q4 なぜこの調査を行うのですか？
- Q5 調査結果はどのようなことに活用されますか？

調査の対象

- Q6 調査対象はどのように選ばれるのですか？
- Q7 どうしても答えなければいけませんか？

調査方法・回答方法

- Q8 調査員はどのような人ですか？
- Q9 どのような回答方法がありますか？
- Q10 オンライン（インターネット）で回答したいのですが、どうすればよいですか？
- Q11 回答に迷う点があります。どうすればよいですか？
- Q12 「国民生活基礎調査連絡票」がポストに投函されていましたが、次の訪問日時として指定された時間帯は都合が悪いです。どうすればよいですか？

調査内容の保護

- Q13 回答内容を他の人に知られたり、課税の資料に使われることはありませんか？
- Q14 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか？

調査結果

- Q15 2025(令和7)年の調査結果はいつ公表されますか？また、結果はどこで利用することができますか？

調査項目の必要性

- Q16 なぜ、この調査項目を調べるのですか？
(【世帯票】【健康票】【介護票】【所得票】【貯蓄票】の質問項目ごとに説明しています。)

国民生活基礎調査とは

Q1 国民生活基礎調査とは、どのような調査ですか？

- 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査です。
- 国民生活基礎調査は、総務省が実施する国勢調査などと同様に、[統計法（平成 19 年法律第 53 号）](#)において国の重要な統計調査である基幹統計調査と位置づけられており、厚生労働省が 1986(昭和 61)年から毎年実施しています。
- 2025(令和 7)年調査は、日本全国から無作為に抽出した約 27 万 7 千世帯（約 66 万 1 千人）を対象に「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」「貯蓄票」の 5 つを実施します。
※介護票、所得票及び貯蓄票については、世帯票及び健康票の対象となった世帯の一部が対象となります。

Q2 いつ実施するのですか？

- 2025（令和 7）年調査は、
 - ① 世帯票・健康票・介護票の調査は、6 月 5 日（木）
 - ② 所得票・貯蓄票の調査は、7 月 10 日（木）をそれぞれ調査日として実施します。なお、②については、①の対象となった世帯の一部が対象となります。

Q3 どのように実施するのですか？

- 国民生活基礎調査は、厚生労働省が基本的な計画を立案し、都道府県、市区、保健所または福祉事務所を通じて実施します。
- 調査対象世帯には、調査日前に、調査票等の配布のために調査員※がお伺いします。調査員から配布された資料にもとづいて、回答をお願いします。
何度か訪問してもご不在の場合は、投函により調査関係資料を配布します。
※調査員の説明は [Q8](#) をご参照ください。
- 回答は、次の①～③いずれかの方法により行います。
 - ① [政府統計オンライン調査総合窓口](#)から、オンライン（インターネット）で回答
★オンライン回答は、ご都合のよい時間帯に回答できて便利です。ぜひご利用ください。
 - ② 紙の調査票に記入し、後日訪問する調査員に提出
 - ③ ①②いずれの方法でも難しい場合は、郵送による回収を行います。

Q4 なぜこの調査を行うのですか？

- 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立って行われる必要があり、実態を表す客観的なデータである統計は不可欠なものです。
- 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から調査を行うことで、私たちの生活の実態を明らかにし、厚生労働省が所掌する各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っています。
- また、国民生活基礎調査は、厚生労働省が実施する他の世帯調査の親標本となる調査であり、「出生動向基本調査」（日本の将来推計人口を計算する際の基礎資料として活用）、「国民健康・栄養調査」（「健康日本 21」等の健康増進施策の基礎資料として活用）など、他の統計調査を設計するための基礎となる「フレーム」（調査対象の抽出枠）の情報を提供しています。
- なお、総務省が5年ごとに実施する「国勢調査」と名称が似ていますが、国民生活基礎調査では、「国勢調査」では把握していない、医療・年金といった厚生労働行政施策の推進のために必要な内容を調査します。

Q5 調査結果はどのようなことに活用されますか？

- 回答内容は個人・世帯が特定できないようにデータ化した上で集計し、厚生労働省が所掌する各種行政施策の基礎資料として、有効に活用します。
- 例えば、「がん検診の受診状況」（健康票）の集計結果である「がん検診の受診率」は、「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）における評価指標の1つとして活用されています。
- また、厚生労働省以外でも、「高齢社会白書」（内閣府刊行）でのデータの引用や、OECD（経済協力開発機構）に提供したデータが国際比較データとして世界で活用されるなど、幅広く活用されています。
- 詳しくは厚生労働省ホームページの[国民生活基礎調査の利活用事例](#)をご覧ください。

Q6 調査対象はどのように選ばれるのですか？

- 全国の家帯の中から、統計的な方法によって無作為に抽出します。
 - ①世帯票・健康票
日本全国を約 50 世帯ごとに区切った約 106 万地区の中から、5,530 地区を無作為に抽出し、その調査地区内にお住まいのすべての世帯（約 27 万 7 千世帯）を対象とします。
 - ②介護票
①で抽出した 5,530 地区からさらに無作為に 2,500 地区を抽出し、その調査地区内にお住まいの介護保険法に基づく要介護者及び要支援者（約 6 千人）を対象とします。
 - ③所得票・貯蓄票
①で抽出した 5,530 地区について、1 地区をさらに地理的に約 25 世帯ごとに分割した地域（＝単位区）の中からさらに無作為に 2,000 単位区を抽出し、その単位区内にお住まいのすべての世帯（約 5 万世帯）を対象とします。
- このように、約 50 世帯ごとに抽出しているため、地区の分割状況によっては、隣の家や、同じマンション内でも調査対象／対象外と分かれる場合があります。

Q7 どうしても答えなければいけませんか？

- 回答が得られない場合や、不正確・不完全な回答の場合は、統計が作成できなかったり、精度の低い統計となります。そのような統計を利用して行政施策や将来計画を作ると、私たちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。
- このため、統計法第 13 条では、国民生活基礎調査など国の重要な統計調査である基幹統計調査に対する報告の義務を規定し、さらに統計法第 61 条では調査を拒んだ者への罰則も規定しています。
- 統計調査は、その趣旨を皆さまにご理解いただくことで成り立つものであり、皆さまの回答なしに正確な統計は作成できませんので、ご理解とご協力をお願いします。
- また、国民生活基礎調査は「国勢調査」のように全国のすべての方を対象とするのではなく、無作為に抽出した地区の方だけをお願いするため、世帯票では 1 世帯が約 200 世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

調査方法・回答方法

Q8 調査員はどのような人ですか？

- 調査員は、調査における重要な役割を担うことから、次の要件を考慮して選考され、都道府県知事（市長・区長）が任命する地方公務員として調査業務に携わります。
 - ① 責任をもって調査員としての事務を行い得る者であって、おおむね 20 歳以上の者であること。
 - ② 個人の秘密の保護に関し、信頼のおける者であること。
 - ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。
 - ④ 選挙に直接関係のない者であること。
- 調査員が調査活動をする際は、都道府県知事（市長・区長）が発行した顔写真付きの「調査員証」を携帯しています。
- また、地域の地理に明るい人が担当することで、世帯の調査漏れや重複を防ぐことができるため、顔見知りの方が調査員になっている場合があります。
調査員には、統計法第 41 条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、第 57 条により罰則が定められていますので、回答内容を他に漏らすようなことは決していたしません。
- なお、[オンライン（インターネット）で回答](#)する場合は、調査員が回答内容を見ることはありませんので、オンライン回答もご活用ください。

Q9 どのような回答方法がありますか？

- ①～③のいずれかの方法により、ご回答をお願いします。
 - ① [政府統計オンライン調査総合窓口](#)から、オンライン（インターネット）で回答
★オンライン回答は、ご都合のよい時間帯に回答できて便利です。ぜひご活用ください。
 - ② 紙の調査票に記入し、後日訪問する調査員に提出
 - ③ ①②いずれの方法でも難しい場合は、郵送による回収を行います。

Q10 オンライン（インターネット）で回答したいのですが、どうすればよいですか？

- オンライン（インターネット）で回答する場合は、[政府統計オンライン調査総合窓口](#)にアクセスし、調査員が配布した『オンライン回答の利用者情報』に記載された ID・パスワードを入力して、ログインします。
- **世帯票・健康票・介護票は 5 月 23 日から、所得票・貯蓄票は 7 月 5 日からアクセス可能です。**
- ログイン方法については、調査員が配布した『オンライン回答の手引』に詳しい手順を掲載しています。ご不明な場合は「国民生活基礎調査コールセンター」までご連絡をお願いします。
※コールセンターの連絡先は [Q11](#) をご参照ください。

Q11 回答に迷う点があります。どうすればよいですか？

- ご不明な点がある場合は、「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。



国民生活基礎調査コールセンター

0120-122-006

受付期間： 4月21日（月）～8月中旬（調査期間中）

受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用できます）

Q12 「国民生活基礎調査連絡票」がポストに投函されていましたが、次の訪問日時として指定された時間帯は都合が悪いです。どうすればよいですか？

- 「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。

※コールセンターの連絡先は [Q11](#) をご参照ください。

世帯票・健康票・介護票の調査では保健所から、所得票・貯蓄票の調査では福祉事務所から、日程調整のご連絡をいたします。

調査内容の保護

Q13 回答内容を他の人に知られたり、課税の資料に使われることはありませんか？

- 調査員をはじめとする調査関係者には、統計法第41条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、第57条により罰則（懲役又は罰金）が定められています。
- ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分するなど、個人情報の保護には万全を期していますので、安心してご回答ください。
- また、調査票に書かれた事柄は統計を作るためだけに用いられ、課税など、その他の目的に用いることは統計法で固く禁じられていますので、そのようなことは決してありません。

Q14 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか？

- 国民生活基礎調査など、統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報は、次の理由から [個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）](#) の適用が除外されます。（統計法第52条）
 - ・ 統計調査により集められる個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること。
 - ・ 統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が厳しく制限されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が整備されていること。

調査結果

Q15 2025(令和7)年の調査結果はいつ公表されますか？ また、結果はどこで利用することができますか？

- 2026(令和8)年夏頃公表予定です。結果は、[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#) よりインターネットを通じてご利用いただけます。
なお、政府統計の総合窓口 (e-Stat) では、すべての統計表の閲覧・ダウンロードが可能です。

調査項目の必要性

Q16 なぜ、この調査項目を調べるのですか？

【世帯票】

○世帯用（A4）

質問1 世帯員数

国民生活基礎調査では、調査の単位である世帯を構成する人数を、正確に把握することが基本となります。世帯員数は、世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためのものです。

質問2 現在は世帯を離れている方の有無

世帯の小規模化の要因を把握するとともに、世帯や世帯員の日常生活に精神的、経済的に大きな影響を及ぼしている世帯を離れている方を有する世帯の実態を明らかにするものです。

質問3 住居の種類及び建て方

世帯の生活の場である住居の状況と世帯構成との関係を明らかにするためのものです。持ち家に住む世帯、民営の借家に住む世帯、公営の賃貸住宅に住む世帯など住居の所有関係と住宅の規模、世帯人員などと組み合わせ得られる統計は、今後の社会保障施策等の検討のために欠くことのできない基礎資料です。

質問4 室数及び床面積

住宅の規模に関する資料を得るための項目で、住宅の所有関係や世帯の規模・構成、高齢者の状況などと組み合わせ、世帯の特性と住居の規模・居住密度、家庭での介護能力との関係などを明らかにするためのものです。

質問5 5月中の家計支出総額

家庭の消費支出について、母子世帯や高齢者世帯などと他の世帯との比較分析を行い、所得保障施策等の検討の基礎資料を得るためのものです。

補問5-1 育児にかかった費用

少子化の一因として、育児にかかる費用が世帯の支出に占める割合が大きいといった経済的要因があると考えられています。

このため、世帯の支出に占める育児にかかった費用を把握し、少子化対策の基礎資料とするものです。

補問5-2 仕送りの状況

核家族化が進んでいる一方で、家族間による相互扶助の必要性について議論されています。

こうした議論の基礎資料とするため、親及び子に対する経済的支援の状況の実態を把握するものです。

○世帯員用（A3）

質問1 最多所得者

質問13「5月中の仕事の状況」と質問17「勤めか自営かの別」の項目とあわせて、その世帯が主にどの就業形態から所得を得ているかを把握するための基本項目です。

質問2 世帯主との続柄

世帯主との続柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成員どうしの関係を示すもので、世帯に関する統計を作るための基礎となる世帯の型を区分する上で不可欠なものです。性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて作られる、夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯などの世帯の型別の統計は、人口の高齢化や核家族化に伴う各種の施策や計画を立てるためになくってはならないものです。

また、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料になります。

質問3 性

人口についての最も基本的な属性の一つであり、人口についての統計では不可欠の項目です。年齢別の人口や就業状態など多くの面で性別にみた構造に違いがあるため、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別にみた資料が必要になります。

質問4 出生年月

性別とともに、人口についての最も基本的な属性の一つであり、この項目から得られる年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人口構造の分析のためには欠くことのできないものです。

質問5 配偶者（夫又は妻）の有無

人口の年齢区分ごとの配偶関係を明らかにするもので、性・年齢・世帯主との続柄などと組み合わせ得られる統計は、出生力の分析のために不可欠な資料となります。

また、この項目を用いて得られる、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯の構造に関する統計は、福祉対策などの資料として利用されます。

さらに、就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。

質問6 医療保険の加入状況

医療保険制度への加入状況を性・年齢・職業などと組み合わせて観察するほか、国民健康保険加入世帯、被用者保険加入世帯といった世帯単位での統計は、7月に行われる所得票調査等の結果との関連分析により、医療費負担能力の把握に用いられるなど、適切な医療保険制度運営のための資料となります。

質問7 公的年金・恩給の受給状況

高齢者世帯などへの所得保障施策としての年金・恩給の受給状況を、性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて統計を作るほか、世帯単位でも観察し、その行政効果、浸透状況を明らかにするものです。

質問8 乳幼児（小学校入学前）の保育状況

就労している父母への雇用面での支援などの政策立案の基礎資料とするため、世帯の保育の実態を把握するものです。

質問 9 手助けや見守りの要否

日常生活に何らかの手助けや見守りが必要な社会的弱者とされる人々への対策が求められており、その基礎資料が必要とされています。この項目は、そうした方々をとらえるとともに、世帯票の手助けや見守りに関する事項において、その状態を詳細に把握するための導入部です。

なお、6歳未満の乳幼児については、手助けや見守りが、いわゆる介護と別の意味合いを持つことから、調査の対象としておりません。

補問 9 - 1 日常生活の自立の状況

補問 9 - 2 期間

世帯にいる手助けや見守りを必要としている方の実態は、日常生活の自立の状況を聞くことにより把握されます。

また、介護期間の長期化が家庭に与える影響は、物理的にも精神的にもかなりの負担となっています。

この項目は、現在の自立状況の状態になってからの期間を明らかにし、在宅介護の支援・相談体制を充実させていくための基礎資料となります。

補問 9 - 3 要介護認定の有無

高齢化の急速な進展に伴い、介護保険法の要介護者及び要支援者のいる世帯の実態把握は大変重要となっています。この項目は介護票で把握される各調査項目との関連分析を通じ、今後の介護サービスに関する諸施策の企画のための基礎資料とするものです。

補問 9 - 4 同別居の状況

補問 9 - 5 主に手助けや見守りをしている方の続柄

補問 9 - 6 主に手助けや見守りをしている方の性

補問 9 - 7 主に手助けや見守りをしている方の年齢階級

手助けや見守りを要する者と介護する人との同別居の関係や続柄、主に手助けや見守りをしている方の性・年齢階級をとらえることにより、在宅の介護状況を明らかにし、介護保険制度などの在宅介護支援体制の各種施策の充実を図るための基礎資料とするものです。

質問 10 教育

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態を、世帯の基本的属性の一つである教育面から明らかにし、就業状況・所得・健康状態などと組み合わせた分析が可能となります。

また、特別支援学校・特別支援学級については、障害者雇用促進・能力開発といった障害者の教育状況と就業状況、就業希望や所得と組み合わせることで、施策推進の検討のための基礎資料となります。

質問 11 公的年金の加入状況

厚生労働省は、長期にわたる老後生活の柱としての役割を果たすものは公的年金制度であると考え、その安定的運営に努めており、この項目は、世帯員の加入状況を把握し、年金の財政検討などのための基礎資料を得るものです。

質問 12 別居している子の有無

補問 12-1 最も近くに住んでいる別居の子の居住場所

近年、どの程度子どもと同居しているか、様々な意味合いから関心を集めています。

一方で、子どもと同居していない人に別居の子どもがいるかどうか、いる場合はその居住場所がどれくらいの距離にあるかについて、世帯の介護の状況や保育の状況などと合わせて観察していく必要があることから、把握するものです。

質問 13 5月中の仕事の状況

各世帯員の就業状態と、仕事をしている世帯員の就業形態を把握することにより、全国および地域別の経済活動の実態を明らかにするためのものです。性・年齢などと組み合わせ得られる資料は、各種施策のための基礎資料となります。

質問 14 1週間の就業日数等

近年、働き方の多様化はますます進んでおり、各世帯の置かれた状況に合わせ柔軟に対応出来る環境作りが不可欠となっています。

就業時間や日数は介護や保育の時間の確保に加え、それらに関係する福祉施策等の充実といった社会的ニーズと密接に関係していることから、多様化する働き方を各世帯の状況と組み合わせ把握することで、各種施策立案の基礎資料として活用します。

質問 15 就業開始時期

就業開始時期を把握することで、就業期間と所得などとの関係を明らかにすることが可能となり、例えば、女性が出産や育児で離職した後で再就職したような場合の就業先や所得等との関係を観察するなどの少子化対策での活用が期待出来ます。

質問 16 仕事の内容（職業分類）

質問 17 勤めか自営かの別

補問 17-1 勤め先での呼称

補問 17-2 企業規模・官公庁の別

自分で事業を営んでいる人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、人によって様々である就業の形態を把握するとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて、世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇用者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられます。

また、性・年齢・職業などと組み合わせ、雇用に関する施策や経済構造の分析の基礎資料とします。

質問 18 就業希望の有無

補問 18-1 希望する仕事の形

補問 18-2 すぐに仕事につけるか

補問 18-3 仕事を探しているか

補問 18-4 仕事につけない理由

高齢者の生きがいや自立、女性の家庭と仕事の両立等は少子高齢化社会の重要な課題です。

「就業希望の有無」と「仕事につけない理由」の項目では、仕事をしていない人の就業意欲を把握することと、就業意欲は十分ありながら就業できない人の理由を明らかにし、女性の家庭と仕事の両立支援のための保育環境の整備や高齢者の生きがい対策など、各種施策のための基礎資料とします。

【健康票】

質問1 性・出生年月

世帯票などの他の調査票とリンケージを行うための項目です。

質問2以降の調査結果は、この性及び出生年月から算出される年齢を基本情報として集計・分析します。

質問2 入院・入所の状況

全国の医療機関への入院者数、介護保険施設への入所者数及びそうした人のいる世帯数を把握する項目です。入院・入所者については、調査が難しいため、本質問において質問の分岐を行っています。

質問3 自覚症状の有無

国民生活基礎調査では、国民の健康状態を、単に傷病の有無によって把握するのではなく、自覚症状の有無、通院・通所の有無、健康上の問題による日常生活への影響の有無の三つをそれぞれ独立した指標として用いることにより、総合的に把握することとしています。この項目は、その中に一つである自覚症状の有無を把握する項目です。

補問3-1 自覚症状の内容

どのような自覚症状をもっているかを把握する項目です。この項目の結果は、個人の行動と健康状態の改善に関する目標（生活機能の維持・向上）及びライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標（高齢者に関する目標）として、健康日本21（第三次）にも利用されます。

補問3-2 最も気になる自覚症状に対する治療の状況

最も気になる自覚症状に対する対処方法について把握する項目です。

質問4 医療機関等への通院・通所の有無

国民の健康状態を示す指標の一つである病気やけがで病院や診療所（医院・歯科医院）への通院や、あんま、はり、きゅう、柔道整復師（施術所）への通所の有無を把握する項目です。

補問4-1 通院・通所している傷病名

どのような傷病で通院・通所しているのか、傷病の種類を明らかにするための項目です。

質問5 健康上の問題による日常生活への影響の有無

国民の健康状態を示す指標の一つである健康上の問題による日常生活への影響の有無を把握する項目です。この項目の結果は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標として、健康日本21（第三次）にも利用されます。

補問5-1 日常生活への影響の内容

健康上の問題による日常生活への影響の内容を把握する項目です。

質問6 健康上の問題による、床についたり、普段の活動ができなかったりした日数

健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかった日数を把握する項目です。

質問 7 健康意識

主観的な健康意識を把握する項目です。先に述べた三つの健康指標、悩みやストレス、検診等の受診状況等との関連を分析することにより、健康意識がどのような健康状態を反映しているのか、健康意識によって健康保持推進のための行動がどのように異なるかを明らかにします。

質問 8 日常生活で苦労していること

日常生活における個々の生活機能に着目し、それぞれの影響を把握する項目です。

質問 9 悩みやストレスの有無

悩みやストレスの有無を把握する項目です。この項目の結果は、精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

補問 9 - 1 悩みやストレスの原因

悩みやストレスの原因を把握する項目です。この項目の結果は、医療計画に利用されています。

補問 9 - 2 悩みやストレスの相談状況

悩みやストレスをどのように相談しているかを把握する項目です。

質問 10 平均睡眠時間

1日の平均睡眠時間を把握する項目です。睡眠による休養充足度との関係を明らかにします。

質問 11 睡眠による休養充足度

睡眠によって休養が十分にとれているかを把握する項目です。

質問 12 こころの状態

気分・不安障害等のこころの健康を把握する項目です。この項目の結果は、個人の行動と健康状態の改善に関する目標（生活機能の維持・向上）として、健康日本 21（第三次）にも利用されます。

質問 13 飲酒の状況

飲酒習慣の有無と1日あたりの飲酒量を把握する項目です。

質問 14 喫煙の状況

喫煙習慣の有無と平均的な喫煙本数を把握する項目です。この項目の結果は、がん及び急性心筋梗塞の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

質問 15 日ごろ健康のために実行している事柄

日ごろから生活習慣として行っている事柄を把握し、国民の自主健康管理への取り組みを明らかにします。

質問 16 過去1年間の健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の受診の有無

健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の受診の有無を把握する項目です。この項目の結果は、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

補問 16-1 健診等の受診機会

健診等を受診した場合、受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、受診率向上の基礎資料として活用されます。

補問 16-2 健診等を受診しなかった理由

健診等を受診しなかった理由を把握する項目です。この項目の結果は、受診率向上の基礎資料として活用されます。

質問 17 過去1年間のがん検診の受診状況

がん検診の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第三次）、第4期がん対策推進基本計画にも利用されます。

質問 18 過去2年間の胃がん検診の受診状況

胃がん検診の過去2年間の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第三次）、第4期がん対策推進基本計画にも利用されます。

質問 19 過去2年間の子宮がん（子宮頸がん）・乳がん検診の受診状況

子宮がん（子宮頸がん）・乳がん検診の過去2年間の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第三次）、第4期がん対策推進基本計画にも利用されます。

【介護票】

質問1 この調査票の回答者

介護を要する者本人と本人以外の家族等とは、介護サービスを受けていない理由などの回答内容に違いがあるかを把握する項目です。

質問2 介護が必要な者の性と出生年月

介護を要する者の基本情報として把握する項目です。

質問3 要介護度の状況

介護を要する者について、ここ1年間における要介護度の変化の分析を行い、在宅介護のあり方を検討する基礎資料とします。

質問4 介護が必要となった原因

介護が必要となった原因群と主な原因との関係分析、要介護度等との関連分析を行い、介護予防対策を検討する基礎資料とします。この項目の結果は、循環器病（脳血管疾患・心疾患）の現状として循環器病対策推進基本計画（第2期）にも利用されます。

質問5 主に介護する者の介護時間

主な介護者の状況を把握し、介護サービスの利用状況との関連をみることにより、在宅介護支援、負担軽減等を検討する基礎資料とします。

質問6 家族等と事業者による主な介護内容

家族等による介護内容とサービス事業者による介護内容を把握し、家族介護の負担軽減等を検討する基礎資料とします。

質問7 介護サービスの利用状況

介護サービスの利用状況を把握し、利用者の状態や家族介護の状況別にサービスの種類をみることにより、介護サービスの供給体制整備を検討する基礎資料とします。

質問8 介護サービスの費用

世帯における介護の経済的な負担度をみることにより、今後の在宅介護支援を検討する基礎資料とします。

質問9 介護費用の負担力

「要介護者の所得段階区分」と併せ、高齢者の介護費用の負担力を把握し、今後の利用者負担の基礎資料とします。

質問10 介護保険によるサービスを受けていない理由

認定を受けていながら、サービスを受けていない者について、どのような理由がありサービスを利用していないのかを把握し、今後の施策推進の基礎資料とします。

質問11 65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階

介護保険制度の推進にあたり、要介護者等の保険料の支払い能力をよりの確に把握する項目です。

【所得票】

質問1 性・出生年月

個人の基本情報として把握するものです。なお、この項目は、6月に実施された世帯票・健康票調査とのリンケージにも用いられます。

質問2 所得の種類別金額

所得の種類別に調査を行っているのは、大別して二つの理由があります。

一つは、総所得額の把握では十分な分析が困難なことです。例えば、その所得が農耕所得であるか、雇用者所得であるか、あるいは年金・恩給であるかによって、生活状態や外的要因による経済的影響はかなり異なります。

また、高齢者世帯の総所得における公的年金の割合がどの程度であるかという、厚生労働省として大きな関心を払うべき実態も、本調査のような調査方法でない限り把握が不可能です。

もう一つは、調査技法上の点から、所得を種類別に計上していただくことによって正確な金額が把握でき、また、他府省等の所得関係調査（家計調査、全国家計構造調査など）との比較検証が可能となります。

質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）

国民の皆さまの生活実態・水準を観察するとき、税込み所得のままでは必ずしも適切とはいえない側面があります。こうしたことから、非消費支出としての所得税、住民税、固定資産税・都市計画税、自動車税等、社会保険料の額を把握することにより可処分所得の実態をとらえ、他の調査事項とのクロス観察を行うものです。

質問7 企業年金・個人年金等

老後の所得保障の検討に当たっては、国民の自助努力も重要な要素であることから、老後の所得保障の一翼を担う、企業年金・個人年金等の掛金の支払状況を把握するものです。

質問8 仕送り金額

家族間等による相互扶助の必要性について検討するための基礎資料として、経済的支援の状況の実態を把握するものです。

質問9 生活意識の状況

世帯の所得状況がどうであるかという把握に加えて、それぞれの世帯の生活実感という意識面の動向を把握し、その経済状況により一層の客観性をもたせるための補完情報として利活用するものです。

【貯蓄票】

質問1 貯蓄現在高

質問2 貯蓄の増減

質問3 借入金残高

厚生労働省では、長期にわたる老後生活の支柱としての役割を公的年金が担当し、これを補完して、老後生活を個性豊かに生きるための自助努力を私的年金が担当することにより、はじめて「豊かな老後」が実現可能になると考えています。今後年金制度をはじめとする各種所得保障政策の検討、社会保障費用負担能力の検討の際、単に所得の把握だけでは不十分であり、調査時点で保有している資産状況及び負債の状況をも併せて観察することが重要であることから、調査を行っているものです。